

(3) 下水道・河川

◇ 基本的な考え方 ◇

安全で快適な生活環境の確保，高梁川，児島湖等の公共用水域や農業用水等の水質の保全，市街地への浸水の防除を図るため，今後の人口及び産業の動向や地域的，地形的な条件を踏まえつつ，下水道・排水施設の計画的，効率的な整備を進めます。

また，市民の協力のもと，水洗化の推進，浄化槽の普及，下水路の清掃活動の充実等を図ります。

高梁川をはじめとする河川や水路，ため池については，災害に対する安全性を高めるため，国，県とともに積極的に河川の改修，整備を進めるなど，総合的な治水対策を進めます。

また，自然生態系や景観に配慮した良好な河川環境の保全・復元や市民に愛される水辺空間の創出に努めます。

① 公共下水道等の整備

ア. 公共下水道事業等の推進

- ・ 公共下水道事業については，当面の目標としては既成市街地の整備を図り，今後の人口及び産業の動向を勘案しつつ，必要に応じて処理区域の見直しを検討し，地域課題や土地利用に関する基本的な考え方を考慮しながら効率的な施設整備を行います。
- ・ 公共下水道事業（総社処理区）については，効果的な事業費の投資を行い，事業計画区域内の整備を計画的に進めます。
- ・ 既存の処理施設については，適切な維持管理により長寿命化を図るとともに，一定の年数を経た施設については改築診断を行い，年次的な整備計画を立て，改築更新します。
- ・ 下水道整備にあたっては環境負荷の低減，高度情報化社会に対応した下水道施設の有効利用及び下水道施設を活かした潤いある環境づくりなどについても検討していきます。
- ・ 中原川等の雨水渠については，計画的な整備を行い，浸水の防止，環境の改善に努めます。
- ・ 水洗化に際して環境面での効果について啓発を進め，水洗化の普及を促進します。

イ. 農業集落排水事業の計画的・効率的な推進

- ・ 農業集落排水事業について今後の整備にあたっては，地域の合意形成等に基づき，必要に応じた整備を進めます。

ウ. 浄化槽の普及

- ・ 公共下水道事業，農業集落排水事業の計画区域以外の地域では，計画的に浄化槽整備の促進を図ります。そのため，浄化槽の機能や補助制度についての啓発を行いません。

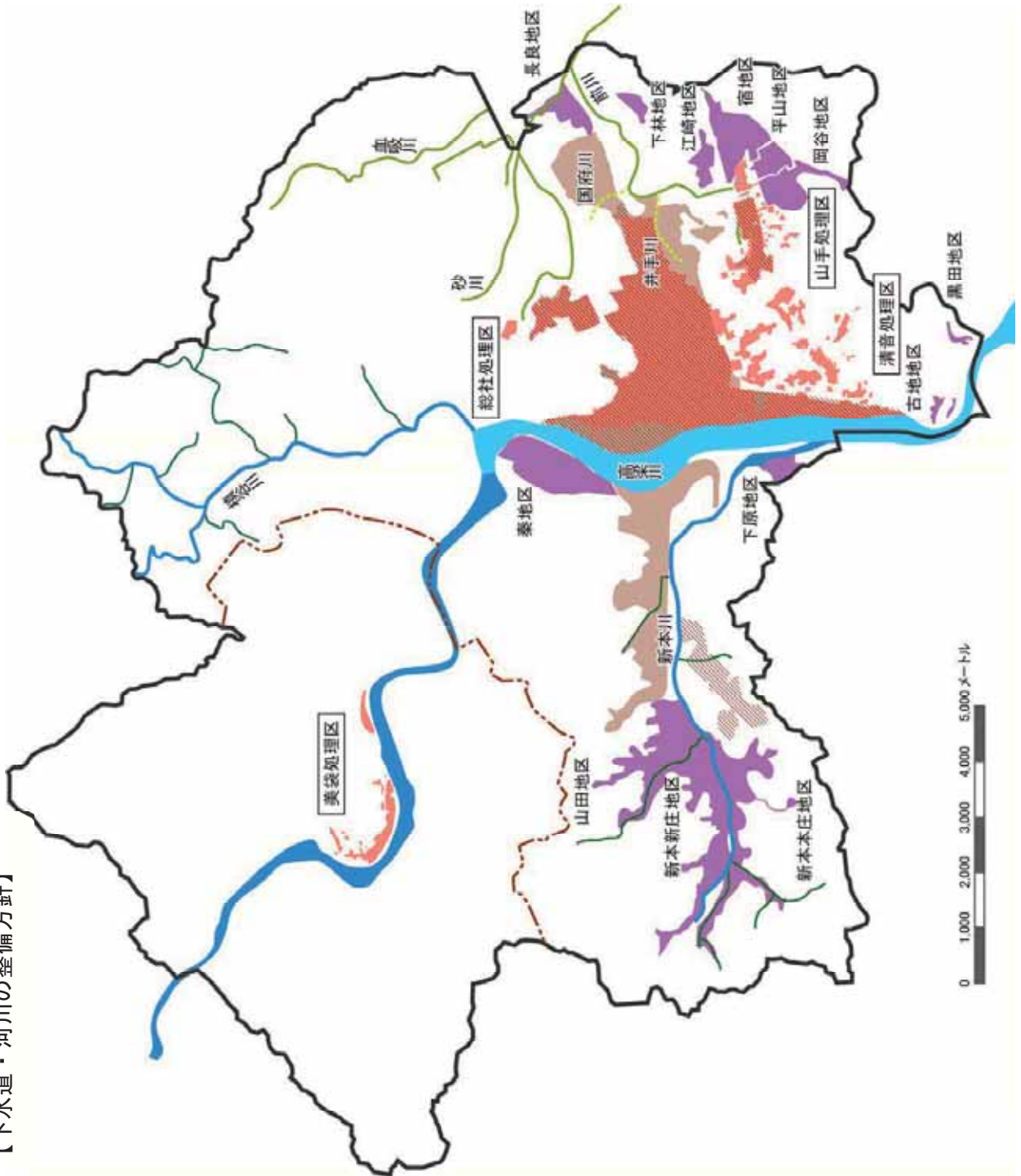
エ. 下水路等の整備

- ・ 雨水排水用として利用する下水路等については、市民参加のもとに清掃活動の充実を図るとともに、緊急性、投資効果等を検討し、必要に応じて順次整備します。

② 河川の整備

- ・ 総合的治水対策の一環として、危険箇所の多い河川や砂防指定区域内の河川について、監視体制の充実を図るとともに、危険度の高い河川を重点に改修を進めます。
- ・ 市街地周辺における冠水の解消を目的として、準用河川国府川、準用河川井手川の改修を引き続き進め、関係機関と連携し二級河川前川等の改修を推進します。
- ・ 老朽ため池の改修及び農業用排水路の改修を年次的に進めます。
- ・ 自然景観や生態系に配慮した工法の導入及び水質浄化対策の推進など、良好な河川環境の保全・創出に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての河川空間の活用を進めます。

【下水道・河川の整備方針】



(4) その他都市施設等

◇ 基本的な考え方 ◇

供給・処理施設，その他の都市施設については，既存施設の適切な維持管理や老朽化対策，改善・充実による有効活用と必要性に応じた計画的な整備を図ることにより，生活環境の向上に寄与し，暮らしを支える機能の拡充に努めます。

また，地域の特性や社会のニーズ等に対応した，人と環境にやさしい施設の充実を目指します。

① 供給・処理施設等

ア. 水道施設

- ・ 水道施設については，配水施設の整備・更新により強靱化を図り，老朽管の更新及び管路の耐震化により安定供給に努めます。また，自然環境等の変化に呼応して変化する飲料水の水質確保のため，浄化設備の整備を計画的に行い，「安全な水」の確保に努めます。
- ・ 水道事業，簡易水道事業の給水区域外となる山間部集落については，小規模区域給水施設設置のための補助金を交付し，施設整備を促進します。

イ. 処理施設

- ・ 一般廃棄物処理については，総社市一般廃棄物処理基本計画を踏まえつつ，新一般廃棄物最終処分場をはじめとする一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めます。また，資源ごみの分別収集の徹底を図り，リサイクル促進施設の整備について検討します。
- ・ し尿処理施設（アクアセンター吉備路）について，総社広域環境施設組合による適切な維持管理に努めます。

② その他の施設の整備

ア. 墓地・斎場

- ・ 市営墓地については，既設墓地の適切な維持管理に努めるとともに，市民の需要に対応するため新規整備の必要性について検討します。
- ・ 斎場施設については，施設の改修とともに，適切な維持管理に努めます。

イ. 教育文化施設

- ・ 小・中学校については，ユニバーサルデザインの導入を計画的に進めるとともに，避難所としての機能確保も考慮しながら，校舎，体育館等の耐震補強工事などの整備を行います。また，ICT環境^{*}や図書室の充実を図り，東西2箇所の学校給食共同調理場の移転・新設を進めます。

※ICT環境：教育の情報化を通じて教育の質の向上を図るために，学校教育に関連する様々な場面での情報端末やデジタルコンテンツ等の情報コミュニケーション技術（ICT）の活用をソフト・ハードの両面で効果的かつ円滑に進めていくこと。

- ・ 老朽化の進んだ総合文化センターは、計画的に改修を進め、拠点施設としての機能充実に努めます。また、公民館施設の改修及び設備の充実を図ります。
- ・ 古代吉備文化発信の拠点施設として新県立博物館の吉備路への誘致を実現するため、「県立博物館を誘致する会」を中心に誘致活動を進めます。
- ・ 本市の恵まれた歴史や文化を後世に伝え、市民文化の振興を図るため、歴史・民俗・芸術・産業等の資料を収蔵展示する総社市美術博物館の設置時期について検討します。

ウ. 医療・福祉施設

- ・ 健康増進と医療の充実を図るため、総合的な健康づくりに向けた基盤整備や夜間医療体制、救急医療体制等の整備に努めます。合わせて、第三次救急搬送体制の整備に努めます。
- ・ 地域福祉の拠点施設となる総合福祉センター、総社ふれあいセンター及び介護予防拠点施設等の充実や利用環境の向上を図るとともに、必要に応じて新たな福祉施設の整備を検討・支援します。
- ・ 超高齢社会における医療・介護需要への対応を見据えた、医療・福祉施設の配置や維持に関するあり方等について検討するとともに、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や地域密着型サービス等の充実・支援を図ります。
- ・ また、若い世代の定住にも考慮し、保育所・放課後児童クラブ等の子育て支援施設の充実をはじめ、子育てしやすい住環境の整備についても検討します。

エ. その他

- ・ 将来の人口減少・超高齢社会に対応し、公共施設の集約化・再配置について検討するとともに、効率的な維持管理を進めます。
- ・ 高度情報基盤については、高速インターネットやCATVの全市的な普及を目指した整備を進め、地域間の格差の是正を図ります。
- ・ 観光地におけるトイレや休憩所・案内板（サイン）等の環境整備を図ります。

【その他都市施設の整備方針】

